

令和2年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和2年8月25日(火) 午前10:00～  
開催場所 宮崎合同庁舎2階  
共用大会議室

## 会 次 第

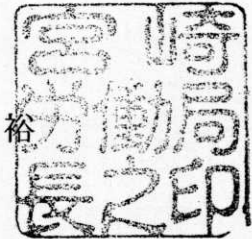
- 1 異議申出に関する審議について
  
- 2 検討小委員会報告について
  
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正について
  
- 4 その他



宮崎労発基0825第1号  
令和2年8月25日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 名田 裕



最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

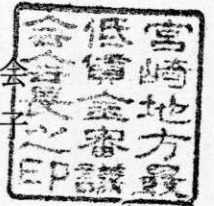
標記について、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



宮崎地賃審発第8号  
令和2年8月25日

宮崎労働局長  
名田 裕 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子



宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出  
について（答申）

令和2年8月25日貴職から、令和2年8月7日付け宮崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する最低賃金法第11条第2項による異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。



宮崎地賃審発第9号  
令和2年8月25日

宮崎労働局長  
名田 裕 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子



特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記1及び2の最低賃金については改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、下記3及び4の最低賃金については改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。

記

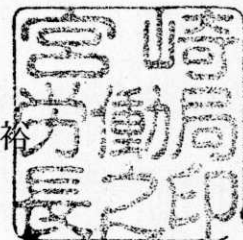
- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 3 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 4 宮崎県各種商品小売業最低賃金



宮崎労発基 0825 第 2 号  
令和 2 年 8 月 25 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 名田 裕



特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金  
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

令和2年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和2年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	最低賃金の改定に関する異議申出書(写) .....	1
2	2020年度特定(産業別)最低賃金改正について .....	3
3	宮崎県特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) .....	5
4	最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について .....	7
5	特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告) 検討小委員会報告 .....	9
6	令和2年8月21日厚生労働省プレスリリース(令和2年度答申のポイント) .....	13



2020年8月24日

宮崎労働局長 名田 裕 殿

宮崎県労働組合総連合  
議長 江良 尚裕



## 宮崎県最低賃金の改定に関する異議の申出書

貴職におかれましては、労働行政向上のため日々ご奮闘されておられますことに敬意を表します。

「宮崎県最低賃金の改正決定に係わる宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が8月7日にありましたので、宮崎県労働組合総連合は、下記のとおり異議の申し出をおこないます。

### 記

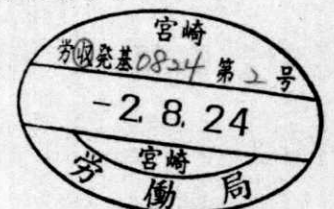
8月7日、宮崎地方最低賃金審議会は宮崎県の地域最低賃金の時間額を、これまでの790円から3円引き上げ、793円とするとの答申をおこなった。今回の答申は、一定部分の評価はあるものの、憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額とは到底言えない。今回の答申を破棄し、1000円以上へ引き上げることを求めるものである。

### 理由

地域では、社会保険料の引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。今求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保証する中小企業への支援策です。

全労連は、全国各地で、同一の調査票にもとづく「マーケット・バスケット方式」による最低生計費試算調査を実施しています。この調査は、「生活実態調査(消費動向含む)」「手持ち財調査」「価格(市場)調査」を実施し、最低限の水準を集团的に議論し、最低生計費を算出しています。いずれの地方でも、同じ研究者(大学准教授)が監修しています。

その結果、首都圏は住居費が高い一方交通費は低い、地方は住居費は安いものの交通機関が不便なため中古車でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、どの地方でも、25歳単身男性の最低生計費は、税・社会保険料込で月額22万円～24万円、年収260万円～290万円という結果になりました。月の労働時間を、厚生労働省が用いている173.8時間として時間額を算出すると約1,240円～1,420円になります。現行の最低賃金額との格差も大きいですが、都市部も地方も、最低生計費に大きな差がないことも明らかになって



います。

また、この間、ほぼすべての政党が最低賃金の格差是正と引き上げを政策に掲げており、日本弁護士連合会も2月に全国一律最低賃金制度の実現を政府にはじめて要望しています。全国一律制の確立を求める山形県知事をはじめ多くの地方自治体が格差是正と大幅な引き上げを求めるなど、社会的要請は強まっています。

また、海外では、コロナ禍であっても最低賃金をイギリスは6.2%、アメリカはコロラド州など4州で15ドル（約1,600円）に引き上げています。

今年発表された最低賃金の引き上げ額を見ると、A・Bランクの最低賃金の高い地域は引き上げ額が低いか0で、Dランクの最低賃金が安い県ほど2～3円と高くしており、地域間格差は昨年に引き続き、若干縮小しています。

それでも尚、宮崎県と東京都との格差は220円あり、賃金相場に最低賃金が大きな影響を及ぼす現状を考えると、人口流出を食い止め、地方創生を実現するためにも、さらなる格差の縮小は急務だと私たちは考えます。貴職は宮崎県と連携して県内就職率を高める取組を行って、県内企業の魅力発信を進めておられますが、最低賃金の大きな格差は働く場としての魅力を大きく引き下げる要因になっています。

最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわるもので、コロナ禍でその重要性がますます高まっています。

業務改善助成金についても、「生産性の向上」に拘りすぎず、もっと使いやすい制度として運営するように、宮崎地方最低賃金審議会からも意見を強く述べていただきたいと考えます。

宮崎で働くことに希望が持てるよう、思い切った最低賃金の引き上げをすすめていくことを切に願うものです。

以上

宮崎労働局長  
名 田 裕 殿

日本労働組合総  
宮崎県連合会(連  
会 長 中 川

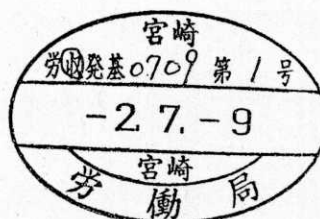


## 2020年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。  
さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

### 記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金  
(1) 申出者  
自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長) 今村 彰博
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(1) 申出者  
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会代表 秋山 邦光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金  
(1) 申出者  
宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事 西 広 継
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金  
(1) 申出者  
日本食品関連産業労働組合連合会 宮崎地区協議会  
議長 鬼 束 賢 一



以 上

# 令和2年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和2年7月17日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和2年6月30日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長） 今村 彰博	人 2,830 (181)	人 1,136 (78)	人	人 1,136 (78)	40.1%	適	金額改正
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和2年7月9日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光	人 8,080 (84)	人 349 (2)	人 2,597 (10)	人 2,946 (12)	36.5%	適	金額改正
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和2年6月29日	宮崎県小売産業界別最賃労組連絡会 代表幹事 西 広継	人 4,810 (75)	人 1,548 (1)	人	人 1,548 (1)	32.2%	適	金額改正
宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和2年6月30日	日本食品関連産業界労働組合連合会 宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一	人 2,800 (45)	人	人 1,363 (4)	人 1,363 (4)	48.7%	適	金額改正

※（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労基 0729 第 1 号  
令和 2 年 7 月 29 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 名田 裕



宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 9 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長（委員長） 今村 彰博

2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光

3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事 西 広継

4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合連合会  
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一

## 最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3年12月17日 制定  
平成 7年 6月19日 修正  
平成 7年 7月11日 修正  
平成13年 5月10日 修正  
平成14年 7月22日 修正

### 1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

### 2 運用方法

(1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。

(2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

(3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度のコ額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

令和2年8月25日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
産業別最低賃金検討小委員会  
座長 森部 陽一郎

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月29日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和2年8月17日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	しかた 四方 <small>ゆみ</small> 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	はしぐち 橋口 <small>たけかず</small> 剛和	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	もりべ 森部 <small>よういちろう</small> 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	いまむら 今村 <small>あきひろ</small> 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	くらもと 蔵本 <small>さとし</small> 聡	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ 中川 <small>いけえ</small> 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	おくの 奥野 <small>のぶとし</small> 信利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	かい 甲斐 <small>まさみ</small> 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの 河野 <small>よういち</small> 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順



令和2年8月25日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
産業別最低賃金検討小委員会  
座長 森部 陽一郎

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月29日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定期間（産業別）最低賃金について改正決定する必要性はないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

#### 記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 2 宮崎県各種商品小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和2年8月17日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	しかた ゆみ 四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	はしくち たけかず 橋口 剛和	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	くらもと さとし 蔵本 聡	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	おくの のぶとし 奥野 信利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

報道関係者 各位

令和2年8月21日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 大塚 弘満

副主任中央賃金指導官 水島 康雄

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

### すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました ～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

#### 【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ  
（引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県）
- ・改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）
- ・最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

（別紙）令和2年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

## 令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 ( 861 )	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 ( 824 )	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
山形	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
福島	D	800 ( 798 )	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 ( 849 )	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 ( 853 )	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 ( 835 )	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 ( 926 )	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 ( 923 )	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 ( 1013 )	-	-
神奈川	A	1,012 ( 1011 )	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
富山	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
石川	C	833 ( 832 )	1	2020年 10月7日
福井	C	830 ( 829 )	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 ( 837 )	1	2020年 10月8日
長野	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 ( 851 )	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 ( 885 )	-	-
愛知	A	927 ( 926 )	1	2020年 10月1日
三重	B	874 ( 873 )	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 ( 866 )	2	2020年 10月1日
京都	B	909 ( 909 )	-	-
大阪	A	964 ( 964 )	-	-
兵庫	B	900 ( 899 )	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 ( 837 )	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
島根	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 ( 833 )	1	2020年 10月1日
広島	B	871 ( 871 )	-	-
山口	C	829 ( 829 )	-	-
徳島	C	796 ( 793 )	3	2020年 10月3日
香川	C	820 ( 818 )	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
高知	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 ( 841 )	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月1日
大分	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 ( 901 )	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。